

第 12 回官業民営化等 WG・第 26 回市場化テスト WG 議事録(経済産業省ヒアリング)

- 1 . 日時 : 平成 1 7 年 1 0 月 2 6 日 (水)
- 2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
- 3 . 項目 : 独立行政法人工業所有権情報・研修館
- 4 . 出席 : 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、安念専門委員、福井専門委員、美原専門委員
経済産業省

特許庁総務部総務課	課長	豊永 厚志
	工業所有権情報・研修館室長	菅野 公則
独立行政法人工業所有権情報・研修館		
	人材開発統括監	岡田 宏之
	流通部長	阿部 利英
	情報普及部長	平岩 正一

原主査 おはようございます。どうも朝早くから恐縮です。今日は 2 回目ということで追加質問に対してもかなりボリュームのある御回答をいただいておりますので、最初、10 分から、15 分はかからないかと思っておりますけれども、御回答の御説明をいただいて、それからディスカッションに入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

豊永総務課長 おはようございます。特許庁総務課長の豊永でございます。今回もよろしく願い申し上げます。

今、主査から厚い資料等をとおっしゃっていただきましたけれども、ポイントだけお答えしたいと思っております。

全体としては、御指摘に従いまして、全般的な部分と各論ということに整理させていただいております。前半に係る部分でございますけれども、これも結局は個別業務ごとの回答に整理をさせていただいております。

まず、情報公開の関連業務がございます。これについては公報等閲覧、審査・審判に必要な資料の整備、情報普及、IPDL による特許情報の提供、それを特許庁の審査部、審判部、並びに出願人等に提供するといった業務でございます。

これらについては、1 ページから 2 ページに書いてございますけれども、私どもは条約だけを盾にとるつもりはございませんけれども、その趣旨はどういうことかと申し上げると、あくまで行政の一環としてあまねく、どういう方に対しても、いつでも情報が提供される体制をつくるということが重要であるということが基本だと思っております。

そういう意味では、従来私ども特許庁で行っていた業務でございますけれども、独立行政法人としての情報・研修館が発足しました平成 13 年に最初の 2 つの業務、また今年の 1

0月にこれと一体的に提供することがふさわしいであろうということでIPDL業務を情報・研修館に移管した経緯がございます。この辺り特許分野における情報提供の重要性を御理解いただいて、この情報・研修館で引き続き行うことの御理解を賜ればと思っております。

4ページ目には、相談業務が書いてございます。この相談業務につきましては、相談と言うとたしか弁理士会さんもなさっている。発明協会さんもなさっておられます。一部は無償になっているとも承知してございます。

ここで私どもが申しておりますのは、中身的には個別の出願に関わるものがあり、秘密を含むということでございますが、一番御理解いただきたいと思っておりますのは、特許庁が相談を最後まで受けざるを得ない。その特許庁の代理として行っているというところを御理解賜ればと思っております。

恐らく相談者から見れば、特許庁に相談しているという御信頼をいただいているものだと思います。相談の中身は主査はよく御存じだと思いますが、特許庁を出せという方々が相談者の中には結構いらっしゃるんです。それも含めて、要は話の中身以前の問題として、中身とは別の問題として、お前では話にならぬという人たちも含めて、ここで6万件も毎年相談に乗っているわけございまして、ここが仮に特許庁と思われるものでなければ、また特許庁に来る。特許庁は今相談業務を受けていないんです。特許庁から相談業務を切り離れた瞬間に、特許庁は審査・審判に専念する役所になっております。

そういった意味では新たな相談窓口をつくらなければいけないということになりかねないわけございまして、特許庁がある限りは相談に乗ってくれという要請が残り続けるというところを踏まえて、こういう体制が不可欠であるというところを御理解賜ればと思っております。

5ページ目は特許流通でございます。

特許流通につきましては、既に前回申し上げました。私どもも未来永劫これを国がやっていくものかどうかまでは思っておりません。この情報・研修館が発足すると同時にこの流通業務を本格的に始めたわけでございますけれども、30万件という休眠している特許、これが有効に流通するような土壌づくりというところから始めてございます。5年経って今、毎年1,300件の成約が結ばれるような状況まで来ました。これをもう一方で行ってまいりました民間流通事業者の育成、また地方公共団体における知財のマインドの向上と合わせて、徐々に民間事業者や地方公共団体の人たちにバトンタッチをしていくということを基本に考えてございまして、次期中期計画はそうした方向で作業内容を決めたいと思っております。

そうした中でこの業務を肅々とそういった方向でのバトンタッチをするために、今まで培ってきたノウハウ等を生かす形で情報・研修館が行っていくことが必要ではないかと思っております。

6ページ目は研修業務でございます。

研修業務につきましては、知財推進本部で2015年までに今6万人いる知財人材を12万人にするということ。これは特許庁の職員2,600人も含めてでございますけれども、弁理士さんが6,000人、企業の知財の方々が2万人とか、また大学の方方、法科大学院とかをいろいろ足し上げて今6万人だそうでありましてけれども、この倍増を提言されて、それを受けの形で去年の10月から、私どもの中にあつた研修部門を情報・研修館に移して、職員の研修をそこで担わせるとともに、外の人が入りやすい研修所という形にした経緯がございます。

したがいまして、民業を圧迫するために出ているわけでは全くなくて、この特許庁の職員のみがこの研修機関を置かせておくのはもったいないといひますか、そこだけではなくて、その蓄積、余った時間、リソースを使って積極的に対外的に、特許庁がこれまで研修所に蓄積されているノウハウを提供していこうということでございます。

ちなみに、これは場所貸しではございません。研修を行っている、企画している人たちも従来特許庁の研修所にいた人たちでございます。そこには審査官が出向していたり、秘書課にいた人間が移ったりして構成しております。

今、特許庁と情報・研修館の関係で言いますと、特許庁が研修の方針、こういう能力を付けさせてくれということをやりますと、情報・研修館でそれに見合う実施計画をつくり、カリキュラムをつくり、教材をつくり、講師を探してくる。講師の半分くらいは私ども審査官、審査長だったりするわけでありましてけれども、そういった形で実際に研修を特許庁の審査官が中に入って、また秘書課の人間が中に入ってカリキュラムをつくっている実態をお考えいただければありがたいと思ひます。

ただ、この中には職員以外の研修を行う部門、当然ながらそれが期待されてこういう形をとっておりますから、例えば法律で指定されたサーチャー研修ということで、外注機関のサーチャーを毎年200人単位で研修して送り出すということも行っております。その修了認定者がいない機関は外注を受けられないという仕組みになっているものです。そういった業務を行っておりますし、地方公共団体、中小企業等々のように従来民間の研修業務に向かないところにも活動を広げておりますけれども、こういったところはほかの団体と連絡会議を開きまして、ここまでは情報・研修館さんやってください、もしくは、これ以上はやっていけませんという御指摘については、素直にそれに従っているというところを御理解賜ればありがたいと思っております。

7ページ以降の各論に移らせていただきたいと思います。

1点目は有償か無償かの実事関係を教えるということでございます。8ページに前回お示しして部分的に抜けておりましたが、改めて全部書き入れました。そうしますと、調べた限りでは基本的に無償ではないかと思っておりますが、特許流通事業と研修事業のうち外部人材については一部有料という形で実費を取っているという実態があるかと理解してございます。

9ページ、10ページでございますけれども、情報・研修館からの委託ということで、ど

ういうものを出しているのかということで、10 ページ目にありますように、2 つの事業部で外に委託をしています。

1 つは、閲覧業務でございますが、これは地方の閲覧室の管理、置かれている設備の管理等々を発明協会にお願いしております。

工業所有権情報流通業務は3 つに分かれておりますけれども、特許流通促進事業ということで、流通アドバイザーという、その技術を欲しがっている人と提供したがつている人たちの間を回る事業を委託しています。

2 つ目には、そのために必要なデータベースの整備、活用事例集というものの作成を委託しています。

3 つ目は、特許情報活用支援アドバイザーということで、中小・ベンチャー企業 I P D L の検索方法等について、これはどうやって引くんですかといったようなことに対する相談事業を行ってございます。この3 つを流通業務の中では委託しているところでございます。

11 ページ以降で、まず情報収集整備については、委託費や補助金でということでございますけれども、先ほど申し上げました特許庁の行っている情報提供をそのままそっくり動かしている実態がございます。去年 10 月に I P D L を移管している位置づけを勘案いただければ、現在これを民間開放するのは難しいのではないかと考えております。

相談業務についても、先ほど申し上げたとおりでございます。いろいろな相談にも対応していく、もっと具体的なことを言いますと、特許庁の代表に電話して、ちょっと相談に乗ってくれと言うと情報・研修館につながる仕組みになってございます。それはいいか悪いかという議論があり得るでしょうけれども、そういう位置づけであるということをおえて申し上げさせていただきます。

流通アドバイザー事業についても、先ほど来申し上げておりますけれども、今まさにバトタッチする時代に入ってきたと考えておりまして、これを肅々と遂行主体としては、今までの蓄積を生かしていく必要があるかと思っております。

16 ページの研修でございます。これについては、改めて申し上げますが、対外的なところについては連絡会議の相談を得ておりますけれども、連絡会議なりの要望、またそれ以外の御要望があればそうした要望に応じていく形でこの情報・研修館の研修内容を機動的に構築していきたいと思っております。

かなりはしょった形になってございますが、以上でございます。

なお、研修の具体的な内容というのは 18 ページに書いてございます。念のために申し上げますと、1 番目が職員向け研修。2 番目がサーチャー研修という法定業務でございます。

3 日目、4 日目、5 日目が、いわゆる情報・研修館が独自に行っている業務でございますけれども、行政機関向け研修、中小企業に侵害の警告を受けたときの対応のための研修、3 日目が弁理士さん、企業の知財部の方々に審査基準を説明する研修でございます。

以上でございます。

原主査 どうもありがとうございます。詳細に業務を分けて書いていただいたので、こちらにも具体的なイメージがつかめて検討がしやすいということになって、大変御苦勞をおかけいたしました。

それでは、質問ということなのですが、勿論、知財の大事なこと。知財立国ということが政府の方針でもあり大事であるという理解は共通だと思っているんですが、ただ、おやりになっていらっしゃる業務、こういうふうに切り分けられると、民間が十分やれるものも相当含まれているという印象が大変強いと思います。

特に過渡期にありますアドバイザーの仕事ですとか、2点質問なんですが、相談業務のところは非常勤の方を3名活用していらっしゃいますけれども、全体で年間今6万件の相談業務がありますけれども、そのうちの3人でカバーしていらっしゃる率がどれくらいになって、本来であれば非常勤の数をもっと増やすというか、定型的な回答で済むようなものというのが6万のうちどれくらいあるのが1つ。

それから、もう一点は、弁理士の方がこの分野は関わっていらっしゃると思うんですが、弁理士の方々の御意見というのはどのようなものなのか、こういった業務を自分たちが担ってもいいというような意見とか声とか、それは何というか、特許庁側からの説明では見えてこない部分なんですが、何か御存じの動きがあれば教えていただきたいと思います。質問としてはその2点でお願いしたいと思います。

豊永総務課長 相談は件数ベースでは分けてはございませんけれども、職員11人と非常勤職員の方3人という比率になっておりますので、その近似値ではないかと思えます。

原主査 非常勤3人ということは、非常勤なので毎日3人が詰めているということではないわけですね。そうすると、1日2人くらいがいらっしゃるという感じになるんですか。

豊永総務課長 月17日ということになっているようでございますので、1月を22日から23日で計算すると、週4日くらいお出になっていただいているとは思っています。だから2割くらいの御相談にあずかっているんじゃないかという気はします。

それから弁理士さんの件は、私ども相談については、特に御注文というか、我々が担うとか、弁理士会の方で担うとか、重複しているという御意見はいただいてはおりません。もう4回か5回くらい開いたんでしょうか、人材育成連絡会議というものを開いておりますけれども、それぞれの活動事業を紹介し合い、情報交換はしておりますけれども、具体的に相談業務についてのお話その場等が出たことはないと思っています。

原主査 アドバイザーの仕事と研修の仕事についてはいかがですか。

豊永総務課長 研修の方は別途お話しします。相談については、私の見方ですけれども、だれかが受けなければいけないけれども、いずれも無償の世界なので、私どもがやりますという世界なのではないのかもしれない。弁理士さんとして週に2回くらい、私どもの近くにある弁理士会館の中で開かれるサービスとか、地方でもなさろうとしているようですけれども、それもサービスの一環でありまして、一手にそれを受けるとによって、何か

を意図されているという感じは余り強くは受けておりません。研修の方は別途でよろしゅうございますね。

原主査 それについても弁理士会さんでやられる部分もあるんじゃないですか。

豊永総務課長 弁理士会の研修については、主査の期待を裏切るかもしれませんがけれども、むしろ弁理士事務所にいる若手の人の研修をしてくれ、それから弁理士さんの試験は通ったけれども、実務をやったことがない、明細書を書けない人がいっぱいいる中で即戦力にならないので、情報・研修館で研修してくれないかという話が多いかと思っております。私も知財協、弁理士会とも議論をしましたがけれども、知財協さんは会員サービスでございます。ですから、そこに800社加入されている方々の多くは知財協さんの研修を受けていらして、そことの重複はないと思っています。今は残っている中小企業の方々をどうするかというところはあろうかと思えます。

原主査 この研修の中で一部有料というふうに書かれていますが。

豊永総務課長 実費をいただいているということです。教材費とかですね。

原主査 教材費くらいの費用ということですね。

豊永総務課長 職員の人件費は乗せておりません。

原主査 そういうのは全然乗せていないということだから、安くなっているということですか。

豊永総務課長 結果的には職員の研修を行っている職員が、同時に行っているものだから、人件費按分をしたりということもあるかもしれませんが、それはしてございません

原主査 いかがですか。

美原専門委員 お話を聞いていますと、確かに行政に密接不可分な行為だと。だからこそ収益性、採算性を重視した民間事業者にはなじまないという表現をあちこちで使われたわけですが、業務のうちほとんどが無償であるならば、当然それを委託するということはそのコストの中において委託するわけですから、採算性、事業性を重視した民間事業者にはなじまないというのはおかしいんじゃないかと思うんです。

当然のことながら、委託費用の中において採算を見るわけですから、その中で採算が合わなければだれも応札しません。それとともにサービスの質とか内容というのは、当然契約で担保するだろうし、御懸念のさまざまな要素は恐らく契約で担保することはできるから、少なくとも収益性・採算性を重視する民間事業者にはなじまない。これはおかしいんじゃないでしょうか。もし有料で、利用者負担であるならば別ですよ。でも、基本的にこれは内部的な事務の委託なわけですから、そうすると、本当に御主張されている機能というものが独法でなければ本当にできないのか。その問題が議論されるべきであって、例えば個人にノウハウが帰属しているならば、例えばエーシェンシーである特許庁のOBの方を雇うとか弁理士を雇うという形で民間事業者が同等の機能を具備することは不可能ではないんじゃないですか。

豊永総務課長 先生のおっしゃるところはよく理解しておりまして、多分、そのとおり

だと思いますが、少し言葉足らずだったところは、無償だというのは、当然委託費でその分を払えばやってもらえるということでありますから、その無償であるがゆえに民間には全くなじまないという表現になっているとすれば、言葉が足りてない誤解を呼ぶことだと思います。

無償だと申し上げているのは、言わばそういう性格のものである。その業務をだれが行うのか。無償だけでこの説明が終わっているのではなくて、この業務の中身を安定的、継続的に、無差別に隔々あまねく提供する業務を無償でやっているというところで併せて考えていただければと思います。無償だけで正当化しているつもりはございません。

美原専門委員 一部の表現は適切ではない、と言われるのですね。

豊永総務課長 そういう誤解はおわび申し上げます。

もう一つ、契約で担保すればいいというところで多分守秘義務をおっしゃっておられると思うのですが、私どもはそれでは足りないと思っております。これは前回の御説明でも申し上げましたけれども、未公開の情報に接する出願直後、もしくは出願前の情報に接する機会がある業務が多くございます。それについては、伝統的、一般的な公務員法第100条に基づく守秘義務とは別に、情報・研修館法第13条でそうしたものについては、特別に上乗せで法律で規定しているという趣旨にも表れておりますように、単なる契約では私どもは、相談に来る人、また閲覧を試みる者、研修の一部がそれに該当する。そうした者に対する義務を果たせないと思っております。

鈴木主査 前回も言いましたけれども、確かにそういう補助業務だから、それは身内の人間が、特に特許庁の職員もおって、身内の人間とやり合った方がやりやすいだろうと考えられる気持ちはわかるんです。わかるけれども、それは身内以外の人を契約でお願いして、その身内以外の人を使ってみたことがないから身内がいいと言っているだけの議論であって、そういう人たちと接してみたら、必ずしも今のものがよいのか、悪いのかというのは、あなた方未知の世界なんです。そういうものに対して門戸を開くということがどうしていけないのか。業務の性質からいったら独立行政法人でやるべきところはほとんどないと思うんです。

特許に関しては、今度の経済財政諮問会議でもいみじくも登録、特許ということが2つ、そのほかもありますけれども、民間開放せよということが言われている問題なのです。だからちょっとずれがあります。積極的に特許の方も開放するということです。

そこで、やり方として、あなた方もこれはものすごく役に立っているとおっしゃる。それはほかのものを知らないから。だけれども、あなた方がこれに対して開放しますと言ったら、いるのかいないのか私は知りませんが、私はそういう仕事は今のこの独立行政法人より上手にやりますというんだから、今の独立行政法人と一度テストさせてくださいという人が現れたとしたら、テストをたんとやればいいではないですか。テストした結果、なるほど独立行政法人よりも民間の方がいいんだとあなた方が判断なさったら、あなた方だって納得して手渡せる問題でしょう。

それをアプリアリにそういう者はいません。私の部下であったもの、あるいは出向した職員もおるようなところだけしかないということを言っているのは、いかに何でも世間が狭い物の考え方ではないか。世の中の流れというのは民間開放に適するものは開放せよと、本体の特許も開放せよと諮問会議がのたもうておられるんだから、そこはそろそろ頭を切り替えたらいかがですか。

原主査 私も知財分野というのは、これから非常に魅力的な分野で、民間が出てくる可能性は非常にあるのではないかと考えておりました、それで業務の内容も丁寧に分けて御説明いただくと、相談業務のごく一部というか、特許に関わるような部分はまだ慎重な検討が要るのかもしれませんが、ほかの業務については、民間の事業者でやりたいと手を挙げてくるような時代状況になっているのではないかという感じがして、勿論、安いかからということで研修をお願いしますというのが現状かもしれませんが、時代的には私は変化のところにあるのではないかと考えます。

豊永総務課長 鈴木主査には去年も大変お世話になりまして、随分指摘をいただいたと思っております。

1点、この場での誤解を解かしていただければ、経済財政諮問会議、民間議員の出された紙を拝読しましたけれども、2か所出てくる特許というものの1つは、総人件費の中に書いてございますけれども、まさに規制改革・民間開放推進会議で検討中でありましてという去年の成果をクォートされた部分が1か所、それから特別会計を3分類して、そのうち民間に任せるといふところの検討をすべきという2か所あるかと思っています。まさに後者の方はこれから財務省が恐らく各特会を精査して、そうした民間議員の御提案が正しいかどうかという検証がなされるんだと思っております。

また、私も、これは正々堂々と議論をさせていただければと思っているところでございます。

そういう意味では議論が始まったということではないかと思っておりますが、ただ、海外も含めて特許の審査とか審判とかいうものを民間で行っている例はございません。海外があればそれで議論停止かというつもりもありませんけれども、そういったところの実態も御説明していきたいと思っております。

それから、身内であればという御指摘をいただきました。多分これまでの実績のあるところという意味での安心感は委員御指摘のとおりだと思っておりますが、なかなかこうした業務はリスクをとるわけにもいかない。要は安定的に業務を行っていく。しかも分けて行うことの是非とか、考えてお答えをしているつもりでございまして、そういう意味でこうした事柄の業務をだれが担うのか、身内だから安心ということだけで申し上げているつもりはございません。

ただ「市場化テスト」というのがどういうものか。また、徐々に明らかになっていきますし、実際に施行されております。今回のヒアリングがそういうものになじむかどうかの議論だと思っておりますけれども、幾つかは既に委託をしていることを申し上げましたけれ

ども、更にそういった可能性があるのかどうかを検討する必要はあろうかと思っております。

鈴木主査 「市場化テスト」を堂々と受けられて、安定性の問題も「市場化テスト」の重要な項目だと思います。だから「市場化テスト」を堂々と受けられてどうだと。やはり情報・研修館の方が「市場化テスト」をした結果、効率性その他の問題から国民にとってよりよいではないかということを立てに立証されればよいではないですか。そうしたら何も民間に開放する義務はないので、ここの独立行政法人が目下のところ一番適しておるという判断をされたんだから、あなた方が勝ったわけなんだから、それでいいじゃないですか。闘いというか、テストというものを回避されるというのは何ですか。感情というか、今までの仲間意識というものを以外に説明できるものはないんじゃないかと私は思うが、それは思い込みではないかということを行っている。

豊永総務課長 思い込みとまでは思いませんけれども、これまで私どもがこの独立行政法人を平成13年以来、特許庁の一部的に認識し、本来なかりせば今でも特許庁自ら行っているであろう業務を担わせているというところを御勘案いただければ非常にありがたいと思っております。

そうした意味では、それを私は確信しておりますけれども、思い込みかもしれませんけれども、引き続き今の体制をより効率的に行う努力を続けたいと思っております。

また、アドバイザーのことにつきましては、原主査からも御指摘いただきましたが、徐々に都道府県、民間事業者に移行していく段階に入ってきていると思っておりますので、そうした努力をできましたら、次期中期計画の中で明らかにしていきたいと思っております。

安念専門委員 御説明には、いろいろわかるところもあるんです。「市場化テスト」の枠組みを仮に離れるとしても、おのずからグラデーションというものがあってよろしいのではないかと思うんです。

つまり、情報・研修館というものがもしなければ、特許庁なり役所が直営で、かつ公務員がやるしかないという仕事が、部分的にもせよ確かにあろうと思うんです。つまり、相談業務のうち一般的な知識や出願に関する相談ならいろんな人ができるわけだけども、特許庁なり審査官と話をしたい相談というのはそういう形でしかできないわけです。審査官や審判官に対する研修であって、先輩の審査官や審判官が教えるしかないというものもあるだろう。そういうものは、情報・研修館がやらないのであれば、特許庁の中で特許庁の役人がやるしかないでしょう。非常にコアな部分であって、ほかにやりようがありませんという部分は確かにあろうと思うんです。

次にIPDLについて言えば、これがパリ条約では中央資料館と言いましたか、それとぴったり一致するののかどうかはともかく、大体ニアリィ・イコールだとすると、とにかく設置は国でやらなければいけない。つまり、まるきりなくしてしまうということはできません。ただ、その運営やメンテに関しては、どこまで民営化が可能かというのは検討し

なければいけないと思うんです。

つまり、やらなければいけないことははっきりしているんだけど、その実際の兵隊はだれであるべきなのか。公務員でなければならないのか、独法でなければならないのか、民間人でもよろしいのか、こういう分野もあるでしょう。

更には、そもそもどうしても政府がやらなければならないという仕事ではない、やった方がいいかもしれないけれども、やらなくてもいいという仕事もあり、そうしたものについては、部分的にはだんだんとフェードアウトしていったって、5年とか10年のうちにはまるきりやらなくなりますという分野もありましょう。例えば、特許流通アドバイザーなどは多分そういう仕事になるだろうし、一方研修などについても、部分的には、やるとしても民間に委託する部分をどんどん大きくしていく。

要するに、情報・研修館の現在の業務を幾つかにグラデーションをしていただきながら考えていただくと、当会議との着地点を見出していく上で有効ではないかという気がするんですが、いかがなものでしょう。

豊永総務課長 これも委員のお考えに余り異論はありません。おっしゃることは非常に素直に理解できると思いますが、問題はその分類のどこにどれか位置づけられるかということだと思っています。

2つ目のIPDLについては、運営メンテ等がございましたけれども、基本的には運営のところは、特許庁から公報を発行すると同時に、IPDLに掲載する、公報自体も今はインターネット化しつつありますから、これはもう同時なんですけど、そこに載せる作業をやらせておりますから、これは未公開情報なので、情報提供の部分とは別に、その運営の部分で極めて公務員というか、守秘性が高いと思っております。

安念専門委員 公報自体はデジタル化された情報でしょう。公開する前に横から奪い取るやつが出てくるということですか。

豊永総務課長 これは公報のものと特許庁の審査資料の両方を載せますから、特に公報は掲載前に加工する作業に職員が関わっておりますから、その部分はお任せはできないと思っております。

他方メンテの方は、この手のシステムをメンテするのはシステム・エンジニアみたいな人たちが中にいるわけではありません。特許庁の中の情報システム課にいた人間が何人も行って指揮はしていますが、実際に必要なプログラムを開発したりするのは請負的にメーカーなどに出しておりますから、そういった意味で、そういうところまで含めれば、専門の活用はさせていただいております。

ですから、結構な金額がかかっておりますけれども、中の職員の人件費以外の部分は、そういうシステムの作成なりメンテに、東芝さんや日立さんというところに出ている実態はございます。

3つ目のジャンルでお話ございましたフェードアウト、事業がそもそも縮小されるべきか、官が手を引くかということ、私ども後者の意味で使っているつもりではありますけれ

ども、アドバイザーのところについては、そうした努力をしていきたいと思っておりますが、研修につきましても、職員研修、法定のサーチャー研修以外については、真摯な検討が必要かと思っております。

安念専門委員 弁理士会の体制が余り十分でなくて、彼らは司法研修所に相当するものを国費でつくってほしいというのが本音なんですから、実のところ。

豊永総務課長 恐らくそこを研修とか主査はおっしゃいますけれども、やってみないとわからないと、また鈴木先生の御指摘を受けるでしょうけれども、実態的にはむしろやってくれやってくれなんです。だからと言って、この議論をそれだけでかわすつもりは全くございません。

福井専門委員 情報の内容、それから相談の内容、研修業務の内容、それぞれについて、行政固有の領域に存在する情報とか相談業務とか、あるいは行政固有のノウハウに関する研修、こういった部分がこの研修館に外出しされている部分があるとすれば、そこがどういう内容で、どういうシェアを占めているのかということについておわかりになれば教えていただけますか。

要するに、本来この情報・研修館がなければ行政がやっていたはずだという、ないしは行政の中に所在した情報のはずだというものがどれくらいあるのでしょうかということです。

豊永総務課長 情報と相談はすべてだと私どもは考えます。経緯的にいってもそうだし、実態的にも特許庁にある情報を提供しているわけで、巷にある情報を私どもが集めて提供しているつもりはありません。私どもの情報・研修館が集めているということではございません。相談については、特許庁の審査・審判に必要な情報を基に相談にあずかっておりますということだと思います。

研修については、去年の10月に研修業務を移管する前から特許庁のサービスとして行っていた業務ではありますけれども、一部弁理士さんを活用したようなものはございます。例えば中小企業向けの侵害に関する研修などは特許庁の職員だけではわからない部分、実際の訴訟を担当されたような弁理士さんなどに講師を依頼する件はございます。そこは両方が補い合って実施しているということではないかと思えます。

あと職員向け、サーチャー研修向けは専らの審査業務ですので、ここのところは私ども固有の領域になっているという感じはいたします。

福井専門委員 行政固有の領域的な業務について、現在、弁理士会もさっき話題に出ていましたが、民間で担える人材として何か想定できる母集団があるのかどうか。それがあるとしたら、例えばどういうところになりそうなのか。仮定の話ですけども、どういう担い手があり得るのかということについてイメージがあれば教えていただけますか。

豊永総務課長 行政固有の分野ですか、でない分野ですか。

福井専門委員 固有の分野です。

豊永総務課長 固有の分野での他の担い手というのはすぐには思いつきません。

福井専門委員 弁理士が持っている情報とか、あるいは知財の裁判官なり法曹関係者が持っているような情報と、特許庁の内部に所在する情報というのは、およそ異質なものと考えておられるわけですか。

豊永総務課長 法曹の方々の知識というのは、恐らく知財制度論だと思っていて、これは私ども特許庁の基本的な知識としては私ども共有しますけれども、よりそれを理論的に整理されて、提供されるという業務では、私どもより優れている部分があるかと思っております。

そうした意味で大学院大学とか法科大学院とかいろんなところで最近知財を扱っていただいておられます。私どもは実務的に制度を変えていく、制度にしたがって審査をしていくということで重複はないというか、別な目的のところではないかと思っております。

弁理士さんとの関係で言えば、代理人の立場になって明細書を書く。最近では御自身で書かなくて、まずは特許庁に出してごらんください。そのうち特許庁が直してくれるからという弁理士さんがいっぱいいらっしゃるようなところがあって、さびしいところがあるんですけれども、そういった意味での会話ができるパートナーという意味では、近い知識をお持ちだと思いますが、そこから先は実際の審査・審判を行う立場の者と、代理として申請者の立場で働かれる方という立場の差ではないかと思っております。

原主査 申し訳ありません。1時間という時間をとることができないので、そろそろ2回目のヒアリングは終了ということになりますけれども、重なって何とか進められる部分と、それからお固有の業務というところで見解が分かれるところがございますけれども、今日は「市場化テスト」のワーキンググループとも合同でやっております。今、鈴木主査の方からも出ましたけれども、「市場化テスト」ということも念頭に入れての一層の検討を深めていただけたらと考えております。

今日のヒアリングは一応ここまでということでよろしく願いいたします。

豊永総務課長 ありがとうございました。

原主査 どうもお疲れ様でした。